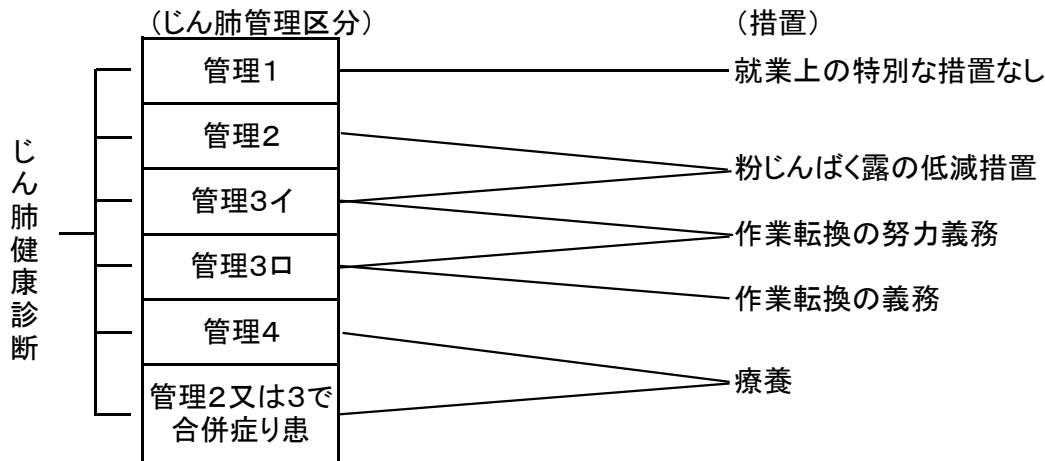


じん肺健康診断(じん肺法第3条、第7～第9条の2)

じん肺法施行規制に定められた25種類の粉じん作業に従事または従事した労働者に対しては、じん肺健康診断を行わなければなりません。(表1)

(表1)

種類	就業状態	健診対象者	健診の時期
就業時	常時粉じん作業に従事する者	-	就業の際
定期	常時粉じん作業に従事する者	管理1	3年以内ごとに1回
		管理2又は3	1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する者	管理1	なし
		管理2	3年以内ごとに1回
定期外	常時粉じん作業に従事し、じん肺有所見又はその疑いのある者(管理2又は、3、4は除く)	管理1	遅滞なく
離職時	常時粉じん作業に従事し、1年以上継続勤務した者の中で、離職する際じん肺健康診断を行うよう求めた者	対象者	1回
離職後		健康管理手帳の交付者	1年以内ごとに1回



じん肺管理区分

管理区分	じん肺健康診断の結果
管理1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理2	エックス線写真の像が第一型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ エックス線写真の像が第二型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ エックス線写真の像が第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る)でじん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4	(1) エックス線写真の像が第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る)と認められるもの
	(2) エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型(大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る)で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの